

令和3年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和4年5月25日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和3年度における当機構の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）の締結実績の概要を次のとおり公表します。

1. 令和3年度の経緯

環境配慮契約法及び平成19年12月7日閣議決定（平成31年2月8日変更閣議決定）された「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進を図ることとした。

2. 令和3年度における当機構の環境配慮契約の締結状況

(1) 電気の供給を受ける契約

高圧電力については、8件中4件について裾切り方式による入札を行い契約の相手方を決定した。残る4件については、先の4件の契約相手方が契約期間中に履行不能となったため、最終保障供給制度に基づき、残期間分について一般送配電事業者と特命随意契約を行ったものである。

低圧電力及び従量電灯については、25件中20件について裾切り方式による入札を行い契約の相手方を決定した。残る5件のうち3件については、環境に配慮している複数の者に見積り依頼し、契約を行った。2件については、年度途中で設置した新規事務所の電力であり、発注時に必要な使用予定電力量を明示することができなかつたため、やむを得ず当該区域に電力を供給する一般送配電事業者系列の小売電気事業者と契約を行った。

(2) 自動車の購入等に係る契約

12台中10台について、価格と燃費を総合的に評価する総合評価落札方式により契約の相手方を決定した。残る2台については、使用目的から車種を特定する必要があつたため、環境配慮契約を行わなかつた。

(3) 船舶の調達に係る契約

該当する契約はなかつた。

(4) 省エネルギー改修事業に係る契約

該当する契約はなかつた。

(5) 建築物の設計に係る契約

該当する契約はなかった。

(6) 建築物の維持管理に係る契約

4件の契約を行ったが、いずれも直接的に温室効果ガス等の排出削減が期待できる業務内容でなかったため、環境配慮契約を行わなかった。

(7) 産業廃棄物の処理に係る契約

7件の契約を行ったが、いずれも入居する建物所有者が指定する者と特命随意契約を行う必要があったため、環境配慮契約を行わなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

環境配慮契約を推進するための体制として、環境物品等の調達に関する基本方針に基づき設置された「環境物品等調達推進体制」を活用することとした。